

非課税上場株式等に関する約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 現行どおり</p>	<p>第1条 省略</p>
<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する</p>	<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および<u>住民票の写し等（住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、）</u>、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃</p>

新	旧
<p>年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>	<p>止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>
<p>2 現行どおり</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p>	<p>3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p>
<p>4 現行どおり</p>	<p>4 省略</p>
<p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>
<p>6～7 現行どおり</p>	<p>6～7 省略</p>

新	旧
<p>第3条 現行どおり</p> <p>第4条 現行どおり</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託（当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税</p>	<p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託（当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税</p>

新	旧
<p>管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>10</u> 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>11</u> 項により読み替えて準用する同条第 <u>10</u> 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>12</u> 項各号に規定する上場株式等</p>	<p>管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>9</u> 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>10</u> 項により読み替えて準用する同条第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>11</u> 項各号に規定する上場株式等</p>
第 6 条 現行どおり	第 6 条 省略
第 7 条 現行どおり	第 7 条 省略
第 8 条 現行どおり	第 8 条 省略
<p>第 9 条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>12</u> 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後</p>	<p>第 9 条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>11</u> 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後</p>

新	旧
<p>直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第10条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった</u></p>	<p>第10条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまから当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u></p>

新	旧
<p><u>場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>③ ①および②のいずれにも該当しない場合 <u>特定口座への移管</u></p>	<p><u>特定口座への移管</u></p> <p>③ ①および②のいずれにも該当しない場合 <u>一般口座への移管</u></p>
<p>第 11 条 現行どおり</p>	<p>第 11 条 省略</p>
<p>第 12 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②～④ 現行どおり</p>	<p>第 12 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②～④ 省略</p> <p>⑤ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されない場合</u> <u>当社の定める日</u></p>
<p>第 13 条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 <u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>第 13 条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法でその改定事項を通知します。</u></p> <p>3 <u>前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</u></p> <p>4 <u>第 2 項および第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p>2019 年 1 月</p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 29 年 10 月</p>